

富津市国民健康保険運営協議会会議録

1 会議の名称	平成28年度 第1回富津市国民健康保険運営協議会
2 開催日時	平成28年5月27日(金) 午後2時00分～午後3時00分
3 開催場所	富津市役所 2階第2委員会室
4 審議等事項	報告事項 (1)平成27年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込について 議件 (1)富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について(諮問事項)
5 出席者	委員 杵崎兆延 飛澤三郎 鮎川和子 齊藤千代子 三枝奈芳紀 山寄智子 福原敏夫 松原和江 千倉 淳子 事務局 佐久間清治 磯貝睦美 渡邊房男 栗本聖子 山崎明日香
6 公開又は非公開の別	公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
7 非公開の理由	
8 傍聴人数	0人(定員2人)
9 所管課	健康福祉部 国民健康保険課 保険係 電話 0439(80)1271
10 会議録(発言の内容)	別紙のとおり

平成28年度 第1回富津市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日時 平成28年5月27日(金) 開会 午後2時00分
閉会 午後3時00分
- 2 場所 富津市役所 2階第2委員会室
- 3 出席委員
杵崎 兆延 (1号委員)
飛澤 三郎 (1号委員)
鮎川 和子 (1号委員)
齊藤 千代子 (1号委員)
三枝 奈芳紀 (2号委員)
山寄 智子 (2号委員)
福原 敏夫 (3号委員)
松原 和江 (3号委員)
千倉 淳子 (3号委員)
- 4 欠席委員
鈴木 俊彦 (2号委員)
熊切 篤 (2号委員)
永井 庄一郎 (3号委員)
- 5 報告事項
(1) 平成27年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込について
- 6 議件
(1) 富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について
(諮問事項)
- 7 その他
- 8 事務局職員
佐久間市長 磯貝健康福祉部長 渡邊国民健康保険課長
栗本国民健康保険課課長補佐 山崎主事

栗本係長

定刻となりました。本日欠席される旨ご連絡いただいている方を除きまして、お集まりいただいております。

それでは、ただ今より、平成28年度第1回富津市国民健康保険運営協議会をはじめさせていただきます。お手許の次第により進めさせていただきます。なお、富津市国民健康保険運営協議会の委員定数は、12名でございます。本日、9名の委員の方に出席いただいております、その過半数を超えておりますので運営協議会は成立いたします。それでは、次第の2、「市長あいさつ」でございます。佐久間市長よりごあいさつ申し上げます。

佐久間
市長

皆さん、こんにちは。平成28年度第1回国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃から国民健康保険事業の円滑な運営に、深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国民健康保険制度は、急速な少子高齢化等による医療費の増加に伴い、国保財政は極めて厳しい運営状況におかれています。

このような中、低所得者が多い保険者への財政基盤を強化するため、平成27年度から保険者支援制度に1,700億円の公費拡充が実施され、本市ではこの保険者支援制度等の財源を活用し、平成28年度に国保税の引下げを実施することとなりました。

また、保険者が支払う後期高齢者支援金において特定健診、特定保健指導の取り組みや実績に応じた、加算・減算制度がございますが、本市は、千葉県下で初めてとなる、減算対象市町村として認められたところであります。

引き続き、国の情報を的確に把握し、補助金の確保を図るとともに、保健事業の積極的な展開により、医療費の適正化・抑制に鋭意努力し、子供から高齢者まで、安心して医療を受けられる事業運営に努めて参りますので、今後も委員の皆様方のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、本日の会議内容につきましては、次第にございますように議題として議件2件、報告事項1件でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。開会にあたっての挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。以上でございます。

栗本補佐

それでは、次第の3、「富津市国民健康保険運営協議会委員及び職員の紹介」でございます。健康福祉部長の磯貝からご紹介申し上げます。

磯貝部長

みなさん、こんにちは。

健康福祉部長の磯貝と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、平成28年5月12日付にて公益を代表する委員を委嘱させていただきましたので、改めまして委員のみなさまをご紹介させていただきます。

恐れ入りますが呼ばれた方はご起立をお願いします。

始めに、公益を代表する委員といたしまして、市議会から福原敏夫委員でございます。

永井庄一郎委員ですが本日はご欠席でございます。

松原和江委員でございます。

千倉淳子委員でございます。

続きまして、被保険者を代表する委員としまして
杵崎兆延委員でございます。
飛澤三郎委員でございます。
鮎川和子委員でございます。
齊藤千代子委員でございます。
続きまして保険医又は保険薬剤師を代表する委員といたしまして
医師会から三枝奈芳紀委員でございます。
同じく鈴木俊彦委員でございますが本日はご欠席でございます。
歯科医師会から熊切篤委員でございますが本日はご欠席でございま
す。
薬剤師会から山寄智子委員でございます。
以上で委員のご紹介を終わります。
続きまして、4月1日付の人事異動によりまして職員及び担当に変更
がございましたので紹介します。
国民健康保険課長の渡邊です。
課長補佐兼務特定健診推進係長の栗本です。
国保運営協議会担当をします主事の山崎です。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

栗本補佐 続きまして、次第の4の議事でございます。富津市国民健康保険条例
施行規則第6条に「運営協議会の議長は会長とする。」と規定されてお
りますが、第3号の公益を代表する委員の就任後、最初の会議であるた
め、会長及び副会長が不在であります。そのため、会長、副会長が選挙
されるまでの間、市長に議事進行をお願いします。

佐久間 市長 それでは、会長・副会長が選挙されるまでの間、議事の進行をさせて
いただきます。皆様のご協力をお願いします。
それでは、議件(1)「富津市国民健康保険運営協議会会長及び
副会長の選挙について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

渡邊課長 お手許にございます資料の1ページをご覧ください。国民健康保険法
施行令の抜粋を記載しております。第5条第1項に「協議会に、会長1
人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。」
とあり、第2項に「会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙
された委員が、その職務を代行する。」とありますので、会長及び副会
長を、公益を代表する委員の中から全委員による選挙により当選人を決
定していただきたいと存じます。
以上で説明を終わります。

佐久間 市長 事務局の説明は終わりました。選挙につきましてはいろいろな方法が
ありますが、如何いたしましょうか。

飛澤委員 指名推薦という方法で選出をお願いしたいと思います。
いかがでしょうか。

佐久間 市長 ただいま、飛澤委員から指名推薦という意見が出ましたが如何でしょ
うか。

委員一同 異議なし。

佐久間市長 それでは、異議なしとのことですので、指名推薦の方法による選挙に決定いたします。それでは、どなたかまずは会長につきまして、どなたか推薦をお願いします。

杵崎委員 福原委員を推薦します。

佐久間市長 ただいま、杵崎委員の方から福原委員を会長に推薦されました。福原委員を当選人に決定することで、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

佐久間市長 異議なしと認めます。福原委員が会長に当選されました。続きまして、副会長はどなたがよろしいでしょうか。

杵崎委員 永井委員を推薦します。

佐久間市長 ただいま、杵崎委員の方から永井委員を副会長に推薦されました。当選人に決定することで、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

佐久間市長 異議なしと認めます。永井委員が副会長に当選されました。それでは、会長・副会長が選挙されましたので、私の議事進行は終わらせていただきます。ありがとうございました。

栗本補佐 ただいま、会長に選挙されました福原委員には、恐れ入りますが、議長席への移動をお願いします。

福原会長 会長には、この後の進行をお願いするわけですが、議事に入る前に、福原会長からごあいさつを賜りたくお願い申し上げます。福原会長お願いします。

福原会長 それでは、みなさん改めましてこんにちは。
只今、会長の職へ皆様から推薦していただきました。どうも、ありがとうございます。
ご承知のとおり、国保については特別会計の中でも流動的な要素をもっている会計でございます。
今、市長からの挨拶にもございますが本年度は国保税が見直される年ということで、本年度は昨年と違って、スタートが昨年と違って変わった面で税金が安くなったということで市民の人々は恩恵を受けることになると思われまます。
しかしながら、国保についてはこの1年の過程でなにが起こるかわかりません。計画は立てましたけれども、風邪が流行ったり、さまざまな病気が世の中で流行ったり、例えば、成人病たる透析をはじめ、透析患者の予備軍を含め、今、市の方で健診を一生懸命取り組んでおりますが、

健診に見える方はわずかなものであります。なかなか市民の方がついてこないという実態もございます。そんな意味合いで本年度は是非、健診が増えて、他の病気が減るようになれば大変喜ばしいことです。そんな要素をもっている国保会計ということでさまざまな面で皆さんにご協議をしていただくこととなりますけれども、よろしくお願い申し上げます。ご挨拶にかえさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

栗本補佐

ありがとうございました。

それでは、この後の議事進行を福原会長にお願いします。

福原会長

それでは、規約に従いましてしばらくの間、議事進行を務めさせていただきます。ご案内申しあげました議事の次第に沿って進めて参ります。議件（２）「富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

渡邊課長

議件（２）の富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について、ご説明申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成 28 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、法改正にあわせて課税限度額の見直し並びに軽減措置の算定における規定の整備を行うため、富津市国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正する条例案と新旧対象表が資料 4 ページから 7 ページとなりますが、具体的な内容につきましては、8 ページからの資料でご説明します。

2 の課税限度額の引上げについてですが、限度額を定めている地方税法施行令 56 条 88 の 2 の改正に合わせて、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を引上げようとするものです。

（１）課税限度額の改正案では、基礎分 52 万円から 54 万円に、後期支援金分 17 万円から 19 万円に改め、全体の課税限度額合計を 85 万円から 89 万円とするものでございます。

次に、（２）改正による影響ですが、4 月データによる試算では、全体で約 667 万 9 千円の増額となる見込みでございます。

次に、（３）該当世帯の一例では、4 人世帯で所得 1 人、介護分 2 人で試算致しました表でございます。限度額の 89 万円となる世帯は、所得 823 万円以上となります。

次に、3 の軽減措置の拡充につきましては、国民健康保険税の減額に係る所得金額の基準を定めている地方税法施行令 56 条の 89 の改正にあわせて、低所得者世帯に対する軽減判定所得を引き上げるものでございます。

（１）の軽減措置の改正案でございますが、世帯人数に乗ずる額の改正で、7 割軽減は改正なしで、5 割軽減は、26 万円から 26 万 5 千円に、2 割軽減では、47 万円から 48 万円に改めようとするものでございます。

次に、改正による影響ですが、4 月データによる試算になりますが、全体で約 159 万 7 千円の軽減額が増額となりますので国保税は 159 万 7 千円の減額の見込みでございます。

次に軽減該当世帯の例でございます。3 人世帯の場合の軽減 7 割・5 割・2 割の対象となる所得金額です。

なお、軽減分は保険基盤安定制度により、国・県・市からの負担で全額まかなわれます。

それでは条例改正に伴う限度額の引上げと軽減の拡充を合わせた全体の影響額につきましては、全体で約508万2千円の増額となる見込みでございます。

以上で、議件(2)の富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)についての説明を終わります。

なお、この改正する条例案は6月市議会に上程する予定でございます。また、参考ですが、近隣3市におきましても、同様の改正を、6月市議会に上程する予定と聞いております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

福原会長 只今、事務局より説明がありましたが、何かご質問はございますか。

松原委員 限度額の改訂による所得545万円の方、それから後期支援分は823万円以上の方が対象となるとのことですが、市の考え方をお伺いします。この方達の所得に対して保険税というのはやはり1割かかっているということですよ。それに対して、所得に対して国保税が1割かかるという認識は高いのか低いのかお伺いしたい。

渡邊課長 平成27年度3月の議会にてご承認いただきました保険税の引き下げで、毎年、収支見込を出しております。今回、先ほど市長が申し上げました通り、保険者支援制度の拡充による国保税の引き下げをした訳でございます。この、所得に対してということであれば、私の方は妥当だと判断しております。

福原会長 他にご意見はありますか。
質問もないようですので、「富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)」について、諮問のあったとおりとする旨、答申することとしてよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

福原会長 それでは、この旨答申いたします。
答申書の書面については、私に一任していただいでよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

福原会長 委員から異議なしの声がありました。
次に、報告事項(1)の「平成27年度富津市国民健康保険事業 特別会計決算見込」の説明を求めます。

渡邊課長 報告事項(1)の「平成27年度富津市国民健康保険事業 特別会計決算見込」について、ご説明申し上げます。

お手許にございます、資料の10ページをご覧ください。表の1番左に科目、その右の(a)列に、3月の補正予算後の平成27年度予算現額、その右の(b)列に、平成27年度決算見込額、さらにその右に、決算見込額から予算現額の差引き額、参考と致しまして、平成26年度決算額

を記載し、表の右半分に、科目ごとの説明を記載しております。

なお、この決算見込額は、平成28年4月末の内容を基に見込んで、作成しております。主は科目について説明いたします。

それでは、歳入について、科目ごとに決算見込額と、予算現額を比較しながらご説明申し上げます。

まず、国民健康保険税について、ご説明申し上げます。表の中ほどより、やや上に国民健康保険税の計の行があり、その(b)列に決算見込額を記載しております。16億4,574万6千円の決算見込で、予算現額に対しまして、2,711万7千円の増額となる見込みです。これは、3月補正の時点で、現年度分を87.91%、滞納繰越分を13.56%と、平成27年度の決算目標とした収納率が、この4月末時点では、現年度分が、87.51%、滞納繰越分が、15.72%と、主に滞納繰越分が、目標とした収納率より、2.16%の増となることが要因と考えております。

次に、国庫支出金ですが、合計で、14億8,550万3千円の決算見込で、予算現額に対しまして、6,046万5千円の増額となる見込みです。これは、④の療養給付費等負担金の減額と、⑦の調整交付金について、算定の基礎となる保険給付費が、当初予算の算定時と比較し、減額となったことなどから、普通調整交付金部分は、減額となっておりますが、経営姿勢が良好である団体に交付される特別調整交付金、いわゆる特々調が、約7,500万円の交付が確定されたことなどによりまして、国庫支出金全体では、増額となるものでございます。

次の、県支出金につきましては、合計で4億1,026万5千円の決算見込で、予算現額に比べ、4,373万3千円の増額が見込まれます。こちらは、その保険者の取組み状況によって交付される、特別調整交付金の増額が、主な要因でございます。

次の、共同事業交付金につきましては、すべての医療費の額から、先ほどの⑩の前期高齢者交付金相当額を控除した額の59%が、千葉県国民健康保険団体連合会で行っております、高額医療費支払いのための、再保険事業である共同事業から交付されるもので、予算現額と比べ、8,143万9千円減額の、16億1,570万2千円の決算見込みとなります。

なお、平成26年度までは、30万円を超える医療費を対象としていましたが、平成27年度からは、全ての医療費が対象となり、県単位で調整されることとなりました。

次の、繰入金につきましては、予算現額の5億8,983万1千円に対しまして、2,719万9千円減額の5億6,263万2千円の決算見込みです。一般会計からの繰入金では、物件費繰入金及び出産育児一時金繰入金の減少が、主な要因でございます。

なお、国民健康保険基金からの繰入金につきましては、平成27年度は繰入をしておりません。

次の、繰越金につきましては、平成26年度からの繰越金で9,508万1千円でございます。

以上、歳入の合計ですが、予算現額に対しまして、268万7千円減額の、78億3,906万5千円の決算となる見込みでございます。

続きまして、歳出につきまして、ご説明申し上げますので、11ページをご覧ください。

まず、Aの総務費です。これは国民健康保険を運営するための、事務費及び職員給与費で、1億4,812万6千円の決算見込みです。この部分は、すべて一般会計から繰入れが行われます。

次に、保険給付費ですが、中ほどより下に、保険給付費の計の行があります。予算現額に対しまして、2億988万2千円減額の44億2,945万1千円の決算見込です。

これは、昨年12月の支払時点で、▲0.57%と見込んだ保険給付費の対前年度伸び率が、現時点では、▲2.27%で、想定よりも、さらに伸びなかったことによるものです。

飛びまして、Kの共同事業拠出金につきましては、国民健康保険団体連合会で事業運営しております、すべての医療費の額を対象とした、再保険事業であります共同事業に対する拠出金で、千葉県全体で、年度当初に想定していた基準拠出対象額が減少したことなどから、予算現額に対しまして、4,906万3千円減額の、16億5,035万円の決算見込となります。なお、拠出金の確定時期が2月中旬であるため、3月補正には、はかれず、決算見込額との差し引きにつきましては、4,906万3千円の減額となっております。

次の、Lの保健事業費につきましては、特定健康診査の事業費、短期人間ドックの助成費用及びレセプト点検などの費用で、予算現額に対しまして1,197万4千円減額の、7,403万4千円の決算見込みです。

次の、Mのその他の支出につきましては、基金積立金、国民健康保険税の過誤納還付金、国県支出金返還金、予備費などによるもので、予算現額に対しまして、1,523万6千円減額の、1億638万4千円の決算見込みです。

以上の歳出を合計致しまして、75億4,755万7千円の決算見込みとなり、歳入決算見込額の78億3,906万5千円から差し引き致しますと、平成27年度は、4月末現在では、2億9,150万8千円の剰余金が生ずる見込みでございます。

単年度収支で見ますと、一番下に記載のとおり、実質単年度収支は2億4,793万7千円の剰余金となる見込みでございます。

なお、平成27年度末の国民健康保険基金残高は、およそ7億1千万円を見込んでおり、また、平成28年度末の基金残高は、およそ7億7千万円を見込んでおります。

以上で、報告事項(1)の「平成27年度富津市国民健康保険事業 特別会計決算見込について」の説明を終わります。

福原会長

以上で説明が終わりましたが、これについて何か質問はございますか。

松原委員

今、お伺いして国保の財政は厳しいと言いながら平成26年度の基金が7億1,000万円、私の計算では7億1,600万、平成28年度は7億7,000万と、どんどん増えていく訳です。

他市と比べても、あまりにも多い基金の残高です。一般会計の基金と比べても国保の基金は多い。それなのに、課税超過額の限度額の改訂ということで6,600万増えるということで、ある程度収入がある方に

負担を強いた訳ですけれども。それが700万円になります。これだけ基金があるのにこの金額が賄えないのか、不思議でたまりません。せっかく、平成28年度国保税引き下げたのに少し上げたり、そして上げたのにも関わらず、また28年度に基金が増えている。どうしてこんなに市民にお金を取っておきながら市民へ還元しないのか、不思議でなりませんが、ここで見込みがありながら限度額を上げたのが不思議でなりませんが、そういった検討はしてこなかったのでしょうか。

渡邊課長

今回、剰余金が2億ございます。要因といたしましては保険者支援制度、こちらが1億4,000万ございます。本来、年度で消化するものでございますが、この残った部分を今年度繰越した訳でございます。それが約1億近く繰越されるということでございます。先ほど、なぜ限度額の引上げをしたのかと申しますと、協会けんぽが限度額を今139万円になります。それを国の方から、けんぽ協会へ近づけるようにとございます。毎年、限度額の引上げをしておりますがそちらに近づけていくとのことで、各市いろんな事情がございますが、限度額を上げないところもございます。ただ、富津市としましては法律通り上げさせていただきました。

以上でございます。

松原委員

1億4,000万を充てたということなんですけれども。その他に、保険者支援制度に1,700億ございますよね。28年度も1,700億、30年度には3,400億くるということなんですよね。倍近くなりますよね。

渡邊課長

倍近くくるかどうかはわかりません。

1,700億ぐらひは保険者支援制度から必ず投入すると。その後の残り1,700億は保険者努力者など努力すればもらえますよと。そういう制度がありますということは聞いております。

松原委員

30年度はわからないけれども、わかっているところでも充分賄ってける会計ではないのですか。

そしてもう一つは、先ほど協会けんぽの方は限度額が139万円で国はそれに近づけいくために国保を上げるんだということなんです。そもそも国保加入している世帯というのは年金者とか低所得者の人とかが加入してるんですよね。富津市だって今、この国保だより131号とかを見ますと、今国民健康保険に入っている世帯が8,543世帯あって、加入者が14,550人いらっしゃるということです。この14,550人の中で、2割軽減・5割軽減・7割軽減の人たちがどれぐらいいるかということ、半数以上じゃないですか。それなのに、その協会けんぽが上がったから国保も上げるのではなく、やはり国保そのものというのは低所得者、そしてみなさん退職したら入るものなんです。だからそのためにはやはり、払える金額を設定するべきなのです。なんでも、無理して国がこういうから、そのようにしたのではなく、富津市の今の国保の財源から見て賄えるのであれば、やはり市民になるべく負担をかけないような方法を取るべきではないのかと思います。さきほども、高額の人たちにも負担してもらっていると言いましたが、私は1,000万の所得の人が高額だとは思いません。1,000万の所得の人という

のは、別に高額でもなんでもありませんよ。高額世帯というのは、今ね、タックスヘイブンとか色々でてますよね。それも何十億、何百億、何兆円と持っている人たちがもっと負担するべきなので、こういうような1,000万の所得の人たちの高額を負担をかけるべきではないと思いますので、その辺も国からこう言われたからこういう風にするのではなく、やはり富津市の国保に加入している人たちの生活状況を見て考えてもらいたいと思います。さきほどの、滞納世帯の人たちが収納率が上がったから、収入が上がったという説明を受けたのですけれども、やはり担当者の方はとても努力をしていると思います。嫌な想いをして滞納している人たちのところへ行って、払ってください、払ってくださいと。それは大変なのはすごくわかります。それは国保そのものが高額からなんです。そういう点でやはり、国の政策ではなく富津市の市民の懐具合と富津市の国保の会計と按分して考えていただきたいと思います。それは要望として上げさせていただきます。

福原会長

他に何か質問はありますか。

委員一同

なし

福原会長

続いて、5のその他ですが、事務局よりお願いします。

渡邊課長

その他ですが、4点ほどございます。12ページをご覧いただきたいと思います。今年度の国民健康保険税の按分率になりますが、改正いたしました内容でございます。すでに市の方で、ホームページ・国保だよりの方でお知らせしております。後程、ご覧いただきたいと思います。

次に2点目といたしまして30年度からの国保広域化と県と市のそれぞれの役割についてご説明させていただきます。資料の13ページをご覧ください。改革後の国保の運営の在り方について、県と市のそれぞれの役割についてになります。1の運営の在り方では県が市とともに国保の運営を担うこととなります。また、県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図ります。2の財政運営につきましては、おそれいりますが14ページをご覧ください。県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの納付金を決定し、保険給付に必要な金額を交付し、国保財政の入りと出を管理することになり、安定化を図るものがございます。市は県が市町村ごとに決定した納付金を県に納付します。納付金は市町村ごとの医療水準と所得水準を考慮して決められます。おそれいりますが、前ページに戻っていただきまして、3の資格管理から6の保健事業につきましては、今まで通り市町村で担うこととなります。以上になりますが、今現在の国保広域化の詳細につきましてはの説明は以上になります。今後も千葉県国民健康保険広域化等連絡会議での進捗状況を報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。

次に3点目といたしまして4市合同の運営協議会の研修会が今年度も8月上旬に行われる予定でございます。今回も同一に国保運営協議会を開催したいと考えておりますので、よろしく出席の程、お願いいたします。

最後になりますが国保運営協議会委員の視察研修について今年度、実施するかをおはかりしたいと存じます。

以上でございます。

福原会長 実施したらよろしいのではないかとということでよろしいでしょうか。
ありがとうございます。

他の委員の方々はいかがでしょうか。

今、齊藤委員の方から自分の感想からは大変、有意義な勉強会だった
ということで実施したらいかがでしょうかというご意見ができました。
みなさん、そういうことで異論はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

杵崎委員 行ってみると富津市の良さがわかりますね。
本当に公平にやってくれていることが良くわかります。
そして、参考になります。
職員の方、大変でしょうがよろしく願いいたします。

福原会長 では、本年度の視察先はこれからになりますけれども、みなさんの委
員の質のよい勉強になるということで実施するという方向で決定させ
ていただいてよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

福原会長 それでは事務局の方へ実施するというようお願いしたいと思いま
す。これでよろしいでしょうか。

渡邊課長 日時等含めて、8月の運営協議会でお知らせできればと思います。

福原会長 お願いいたします。

他に事務局のほうから何かございますか。

渡邊課長 特にございません。

せっかくの機会です。委員のみなさまからなにかその他ということで
ございましたらお願いいたします。

千倉委員 みなさま、引き続きの方々かと存じますが今回私だけが初めてでし
ょうか。どうぞ、よろしく願いいたします。右も左もわからず、これか
ら勉強させていただこうと思っております。私がここに委員ということ
で座らせていただくときに市民のみなさまから聞いている声。やっぱり
富津市は国保税が近隣に比べて高いのではないかと声をいただい
ております。さきほどの松原議員の意見も踏まえて、もっと自分の意見
を言うにはお勉強していかないと思っております。さきほどの松原議員
のご意見の中で、余剰金が出ていて、それがもう少し充てられないのか
と。それなのに全体的には上がる方向であるというのはどうなのだろ
う。ただ、協議を重ねられた執行部のみなさんにおきましては、やはり
低所得者から少し楽にしていきたいという思いも今回の中からみられ
るような気持ちもしております。高額所得者というのはいったいどこか
らの年収の人たちを指すのかというのは、非常に難しいところではあり

ますし、一概に今回の経過で余剰金があるにも関わらず、もっと下げられないかというのに繋がってくるのは、私のつたない知識では至らないのですけれども。どちらにいたしましても、やっぱり富津市に住んでいただきたい。これから永く残っていただきたいという時に国保税の負担というのがすごく市民の方はネックになっていることは間違いないと思いますので、今回すぐにぱっと引けとかそんな簡単な問題ではないのだけれども、やはりここにお集まりのみなさまからも陰ながら、少しでも富津市に住みやすい、少しでも安心して医療が受けられ、安い値段で受けられるということをみなさんで模索していく会なのだろうなど。今日改めて、参加させていただいて、みなさんに感謝するところですので、私も一員になったからには無理に国保税を引き下げるのではなく、余力をもちながらではありますが、市民のみなさんに努力をしているなど見えるような広報をして、今参加させていただいているこの委員会が外へ発信していければいいなと思っております。また、勉強していきますので皆さんに教えていただきまして、今後お願いしたいと思っております。感想で大変申し訳ありませんがお時間いただきまして、ありがとうございます。

福原会長

他にございませんか。

ないようですので、以上で平成28年度第1回富津市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。

(午後3時00分閉会宣言)

上記のとおり会議の経過を記載し、事実と相違ないことと証するためにここに署名する。

平成28年6月9日

議事録署名人